

JAF公認 準国内競技

JafTouhokuGYMKHANA
CHAMPIONSHIP



2012年JAF東北ジムカーナ選手権 第4&6戦
2012年JMRC南東北ジムカーナシリーズ 第3&4戦

特別規則書

競技開催日

2012年5月27日(日)ハイランド
2012年7月8日(日)ハイランド

主催

奥州ビクトリーサークルクラブ(奥州VICIC)

後援(順不動)

住友ゴム工業株式会社
横浜ゴム株式会社

公認

一般社団法人 日本自動車連盟(JAF)

協力

仙台ハイランドレースウェイ
JMRC東北

JMRC東北ジムカーナ部会(<http://jmrc-t-g.com>)

第1条 競技会の定義および組織

2012年JAF(JMRC南)東北ジムカーナ選手権(シリーズ)第4戦及び第7戦は一般社団法人 日本自動車連盟(JAF)公認のもと、国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則及びその付則、JAF国内競技規則及びその付則、2012年日本ジムカーナ・ダートトライアル選手権規定、スピード行事競技開催規定、そして本競技会特別規則書に従い準国内格式競技として開催される。

第2条 競技会の名称

☆2012年JAF東北ジムカーナ選手権第4戦

ADVAN CUP

JMRCオールスター選抜大会

2012年JMRC南東北ジムカーナシリーズ第3戦

2012年5月27日(日)開催

☆2012年JAF東北ジムカーナ選手権第6戦

DIREZZA CUP

JMRCオールスター選抜大会

2012年JMRC南東北ジムカーナシリーズ第4戦

2012年7月8日(日)開催

第3条 競技種目 ジムカーナ

第4条 競技会の格式 JAF公認準国内格式競技(公認No. 2012-6015)

第5条 開催日程

第4戦 2012年5月27日(日)ハイランド

第7戦 2012年7月8日(日)ハイランド

第6条 競技会開催場所

※仙台ハイランドレースウェイジムカーナコース/公認NO. 2012-H0401
989-3434

仙台市青葉区新川早坂12/TEL 022-395-2120 FAX 022-395-2330

第7条 オーガナイザー

JAF公認・奥州ビクトリーサークルクラブ(奥州VICIC)

980-0012仙台市青葉区錦町1-6-26-102

TEL 022-225-5037 FAX 022-225-5138

第8条 組織委員会

組織委員長 小野 守平

副委員長 佐藤 尚則

組織委員 飯塚 是/畑山 忠彦/中村 義彦

第9条 競技会主要役員

審査委員長 佐藤 栄一(5月27日)

審査委員長 加藤 正美(7月8日)

審査委員 近藤 順

競技長 中村 義彦
副競技長 飯塚 是
コース委員長 佐藤 尚則
計時委員長 高橋 ますみ
技術委員長 米森 貴志
救急委員長 小野寺 政範
パドック委員長 本望 史郎
医師団長 柏木 宏元
事務局長 畑山 忠彦

第10条 参加申し込み、費用、期間

1)申込先

奥州ビクトリーサークルクラブ

〒980-0012 仙台市青葉区錦町1-6-26-102

TEL022-225-5037 FAX022-225-5138 担当: 畑山 忠彦

振込先

七十七銀行 栗生支店

口座名 奥州ビクトリーサークルクラブ

事務局 畑山 忠彦 普通 5026253

2)参加受付期間

第3戦 5月14日(月)~5月19日(土)必着

第4戦 6月18日(月)~6月30日(土)必着

3)提出書類

所定の参加申し込み用紙 改造申告書に必要事項を記入し署名捺印し、以下の参加料を添えて期間内に申し込む事。

4)参加料(現金書留・銀行振込)

¥14,000-(JAF選手権クラス)

¥12,000-(JMRC南東北シリーズ)

5)クローズドクラス ¥9,000-(仮会員費含む)

6)公開練習参加料 ¥1,000-(競技会参加申し込みと同時に開催)

②締め切りを超えて参加料が遅延した場合は延滞金一日につき¥1,000ペナルティ料金が発生します。(開催日の3日前を限度とする)

000ペナルティ料金が発生します。(開催日の3日前を限度とする)

第11条 サービスカー・サービス員

競技参加者はサービス員及びパドックに持ち込むサービスカーについて、登録を必要とする。

1)サービスカー登録料(1BOXまで)/1台 ¥2,000-(税込み)

2)サービス員登録料(パス、昼食付き)

1名 ¥1,500-(昼食・税込み)

登録したサービスカーは指定された駐車スペースに置くこと。

積載車(無料)は専用駐車場に駐車すること。

第12条 競技&公開練習のタイムスケジュール

公開練習受付	6:30~7:00
慣熟歩行	7:10~7:40
走行開始	8:00~(1トイ)
競技会参加受付	8:40~9:10
公式車検	8:40~9:30
慣熟歩行	9:40~10:10
開会式・ドライバーズブリーフィング	10:20~10:35
第1ヒートスタート	10:50~
慣熟歩行	1ヒート終了後
第2ヒートスタート	慣熟歩行終了後
表彰式	正式結果発表後

第13条 その他の事項

- 1)公式通知の掲示場所・・・パドック内掲示板
- 2)ドライバーズブリーフィング・・・タワー前コース上もしくは、ブリーフィングルーム
- 3)ドライバーの服装はスピード行事競技開催規定に従う事。

第14条 競技の参加制限

- 1)最大参加台数は原則として制限しない。

第15条 参加車両・選手権部門及びクラス区分

2012年度JAF国内競技車両規則に合致した車両で尚且つ

2012年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第11条及び第12条に従い尚且つ下記クラス区分とする。

PNクラス

PN1 : 1600cc以下の2輪駆動車(FF・FR) ※

PN2 : 1600cc以上の2輪駆動車(FF・FR) ※

PN3 : PN1・2に該当しない車両 ※

Nクラス

N(FWD) : 前輪駆動車 ※ N(RWD) : 後輪駆動車 ※

SAクラス

SA1 : 1600cc以下の2輪駆動車

SA1 : 1600cc以上の2輪駆動車

SA3 : 排気量制限なしの4輪駆動車 ※

SC・D : クラス区分なしのSC及びD車両

AE : クラス区分なしのAE車両 ※

※印のクラスは、2012年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規則書

第2章第2条2)に規定されたタイヤを使用するものとする。

JMRC東北南シリーズ戦クラス

1クラス : 1000cc未満(加給器付系車両も可・Sタイヤまで)

2クラス : 1000cc以上の前輪駆動の車両(Sタイヤまで)

3クラス : 1000cc以上の後輪駆動の車両(Sタイヤまで)

4クラス : 1000cc以上の4輪駆動の車両(Sタイヤまで)

5クラス : 1586cc未満のラジアルタイヤ装着車両 ※

6クラス : 1586cc以上のラジアルタイヤ装着車両 ※

7クラス : SC/D又、CLクラス

※印のクラスは、2012年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規則書

第2章第2条2)に規定されたタイヤを使用するものとする。

第16条 参加資格

2012年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第13条に従う。

第17条 車両変更

2012年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第25条に従う。

第18条 信号合図

2012年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第29条に従う。

第19条 順位の設定

2012年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第30条に従う。

第20条 競技会の成立、延期、中止、短縮

2012年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第31条に従う。

第21条 参加受理

- 1)参加受理・エントリーリストはEメールアドレスに通知します。アドレスを記入しない場合は通知が不可能です。また、不受理もしくは、不成立の場合は電話にて、その旨通知する。

- 2)正式受理後の参加料金は競技会を中止した場合を除き返金されない。

第22条 一般安全規定

2012年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第32条に従う。

パドック内において行う行動、作業等は充分安全に留意し、自己の責任で行うこと。

第23条 リタイヤ

リタイヤした後の車両の処置については競技役員に指示を仰ぐこと。

第24条 計時

スピード行事開催規定第14条に従う。

光電管使用、バックアップとして自動計測器または、2個以上のストップウォッチを使用する。

第25条 失格規定

下記の項目に該当する場合は競技会審査委員会の裁定により失格となる

場合がある。

- 1)競技役員の重要な指示に従わなかった場合。
- 2)不正行為を行った者。
- 3)コースアウト等で他人、施設などに重大な損害を与えた場合。
- 4)車両保管中、申告なしに競技車両を持ち出したり、修理した場合。

第26条 賞典

全クラス1位~3位JAFメダル

全クラス1位~6位盾・副賞

賞典の制限(出走台数)

選手権クラス

3台・・・1位、4~5台・・・2位、6~7台・・・3位、8~9台・・・4位

10~11台・・・5位、12台以上・・・6位

JMRC南東北シリーズクラス

3台・・・1位、4~5台・・・2位、6~7台・・・3位、8~9台・・・4位

10~11台・・・5位、12台以上・・・6位

第27条 遵守事項

2012年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第33条に従う。

- 1)すべての参加者は明朗かつ公正に行動し、放言を慎み、スポーツマンシップに乗っ取ってマナーを保たねばならない。
- 2)競技中または競技に関する業務に就いているときには、薬品等によって精神状態を偽ったり、飲酒してはならない。
- 3)オーガナイザーや大会後援者・競技役員・競技会審査委員会の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。
- 4)すべての競技運転者は、競技会に有効な保険に加入することを強く推奨する。(JMRC共済会お見舞い金1000万円上限)
- 5)競技ドライバーは、全員表彰式に出席すること。

第28条 損害の補償

- 1)参加者・競技運転者は参加車両及び付属品の損害、盗難、紛失等の被害および会場の施設、器物を破損させた場合の補償など、理由の如何に関わらず各自が責任を負わなければならない。
- 2)参加者・競技運転者・サービス員・ゲストはJAFおよびオーガナイザー・大会役員・競技役員・大会雇用人が、一切の損害賠償責任を免除されていることを承認しなければならない。大会役員・競技役員が、その任務遂行に起因するものであっても、参加者・競技運転者・サービス員・ゲスト・観客・大会関係者の負傷、死亡、車両損害に対して一切の損害賠償を負わないものとする。

大会組織委員会